

## 佐久情報センター 館内展示利用について

1. 事前に佐久情報センター指定管理者(以下、「指定管理者」)に利用申込を行っていただき、利用許可が必要です。
2. 作品の搬入搬出は、指定管理者に指示された時間に、主催者が行ってください。
3. 展示期間中の作品の汚損棄損、盗難や紛失などの損害が発生した場合でも、その損害について当施設では一切の責任は負いません。
4. 当施設では作品の監視は行わないので、必要な場合には主催者において監視員を配置してください。夜間は警備システムによる警備となります。
5. 絵画、写真など壁面を利用した展示が可能な作品を受け入れるものとし、その他作品については検討したうえで判断します。ただし、公序良俗に反するもの、その他、指定管理者が当施設にふさわしくないと判断した作品の展示はできません。
6. 指定管理者から、展示の中止または作品の一部撤去を求められた場合には、ただちに展示を中止または作品を撤去してください。
7. 展示用掲示パネルを利用した展示も可能ですが、展示用掲示パネルは主催者において準備してください。事前にどのような展示用掲示パネルかを指定管理者に相談し、利用できるか確認をお願いします。
8. 展示作品の販売を目的とした利用などの、営利目的の利用はできません。
9. 利用者は、展示期間中、次の事項を遵守してください。
  - (1) 公の秩序及び善良な風俗に反する行為をしないこと。
  - (2) 情報センターの施設、設備、器具等をき損又は汚損若しくは滅失しないこと。
  - (3) 器具等を施設外に持ち出さないこと。
  - (4) 指定管理者の許可無く物品の販売をしないこと。
  - (5) 火気の使用又は爆発物の持ち込み等施設に危険をおよぼす行為をしないこと。
  - (6) 所定の場所以外での飲食又は喫煙をしないこと。
  - (7) 利用中に出たゴミ等については、使用者の責任において処理すること。
  - (8) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
10. 利用後は、利用者において、片付けを行い施設、設備、器具等を原状に回復してください。
11. 佐久情報センター利用案内や指定管理者の指示命令に従い、規律ある展示をお願いします。

平成 22 年 12 月 1 日  
佐久情報センター 指定管理者